

山形市特定事業者排出水等自主管理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、特定事業者に係る排出水等の自主管理の推進について、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号。以下「法」という。）及び山形県生活環境の保全等に関する条例（昭和45年県条例第41号。以下「県条例」という。）に規定するもののほか必要な事項を定め、公共用水域及び地下水の水質の保全に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、法において使用する用語の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 特定事業者 特定施設を設置し、公共用水域に排出水を排出させる者をいう。
- (2) 排出水等 特定事業者の排出水及び地下浸透水をいう。
- (3) 排水基準適用事業場 排出水等について、法又は県条例に定める排水基準の適用を受ける特定事業場をいう。
- (4) 削除
- (5) 排水基準非適用事業場 排出水等について、法及び県条例に定める排水基準の適用を受けない特定事業場をいう。

第3条 削除

(水質目標値)

第4条 特定事業者は、自らの事業活動による排出水等が公共用水域及び地下水の水質に大きな影響を与えている現状を強く認識し、水質汚濁物質の排出の削減に努めなければならない。

- 2 特定事業者は、特定事業場（雨水のみ排出させるものを除く。）ごとに、可能な限り良好な水質を確保するための目標値を定め、排出水等の管理を行うものとする。また、目標値を随時見直し、より良好な値を定めるよう努めるものとする。
- 3 前項の目標値の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 排水基準適用事業場の排出水等にあつては、法又は県条例に日間平均値の定めのある項目についてはその値以下、水素イオン濃度（pH）については6.1以上8.6以下とし、それ以外の項目についてはそれぞれの許容限度の8割以下とする。
 - (2) 削除
 - (3) 排水基準非適用事業場の排出水等にあつては、BOD又はCODのいずれかを160mg/l以下、SSを200mg/l以下とする。
 - (4) 削除

(排水水等の測定)

第5条 法第14条第1項の規定に基づく排水水等の測定にかかる項目は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 排水基準適用事業場の排水水にあつては、pH、BOD（湖沼に排出される場合を除く。）、COD（湖沼に排出される場合に限る。）、SS及び作業の工程及び汚水処理の工程等において使用、製造及び処理（以下「使用等」という。）する有害物質その他排水基準の定めのある物質（これらの化合物を含む。）に係る項目とする。

(2) 削除

(3) 排水基準非適用事業場の排水水にあつては、BOD（又はCOD）及びSSとする。

(4) 地下浸透水にあつては、使用等し又は排出するおそれのある有害物質、pHその他の地下水を汚染させるおそれのある項目とする。

2 排水水等の測定を行う場合は、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 測定を行う場所は、原則として排水口又は浸透施設とするが、同一水質と認められる場合はその前の箇所でも行うことができるものとする。なお、冷却水又は余剰水等が処理水と混じった後に排出又は浸透される場合には、処理施設の機能等を把握するため、当該冷却水等が混じる前の箇所においても適時測定を行うものとする。

(2) 測定は、操業状況を考慮して、排水処理施設の汚濁負荷が高くなる時期及び時間を選んで実施するものとする。

(3) 日間平均値は、1日の操業時間内において3回以上測定した結果の平均値とする。この場合において、操業開始直後及び操業終了直前において排水水が排出されている時点の測定結果を必ず含むものとする。なお、終日操業している場合は、1日につき夜間を含め3回以上測定したものとする。

(4) 特定施設の増設、汚水又は廃液の処理の方法の変更、操業状況の変動その他排水水等の水質に影響を与える事情が発生した場合は、その都度測定を行うものとする。

(5) 同一の特定事業場について、雨水専用を除く複数の排水口又は浸透施設がある場合には、適時、全ての排水口等について測定を行うものとする。

3 排水水等の測定の頻度は別表に定めるとおりとし、測定結果は別記様式又は電子データにより整理し、計量証明書等の原簿とともに保存するものとする。

(用水量の測定等)

第6条 特定事業者は、排水水等の量を把握するため、用水量を常に測定し記

録整理しておくものとする。この場合において、用水として上水道以外のものを用いるときには、量水計を設けるものとする。

- 2 特定事業者は、用水について、冷却水や処理水等の再利用を行うなど合理的使用に心掛けるとともに、常に節水に努めるものとする。

(事故による水質汚濁等防止対策)

第7条 特定事業者は、特定施設、原材料又は廃液等の貯槽、污水处理施設及びこれらに付属する配管その他の施設について常に整備、点検を行うこととし、万一これらの施設の故障又は破損等の事故が発生した場合には、有害物質その他の汚濁物質が直接公共用水域に排出され、又は地下に浸透することとならないよう直ちに適切な措置を講じなければならない。

- 2 雨水専用排水口からは、いかなる場合であっても汚水又は廃液その他の汚濁物質等が排出されることがあってはならない。なお、有害物質を使用等する特定事業場にあつては、防液堤、流出防止溝又は非常用貯留槽等の施設を設けるものとする。

(有害物質の地下浸透の防止)

第8条 有害物質を使用等する特定事業者は、当該有害物質（これら进行处理したものを含む。以下同じ。）が地下に浸透することとならないよう、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 有害物質を取り扱う作業場等の床、防液堤、流出防止溝又は非常用貯留槽等には、耐薬品性の不浸透性材を用いるものとする。
- (2) 有害物質関係の配管は地上配管とし、コンクリート及び土中への埋め込みは行わないものとする。
- (3) 有害物質関係の排水処理施設及び貯留槽は原則として地上に設置するとともに、日常点検が容易に行える構造とするものとする。なお、既に地下に設置されているものについては、年2回以上の漏れ試験を行い、その結果を記録しておくものとする。

(廃液類等の適正保管)

第9条 有害物質を含む廃液類及び原材料等は、流出及び地下浸透の防止対策が講じられている屋内に保管するものとする。

第10条 削除

(自主管理要領の制定)

第11条 特定事業者は、排水等の自主管理を推進するため、具体的な要領を定め、特定事業場の管理を積極的に行うことにより、汚濁負荷の削減を図るとともに、事故の防止等に努めるものとする。

- 2 前項の要領には、次の各号に掲げる事項を規定するものとする。

- (1) 特定事業場における水質公害防止組織及び各担当者の任務

- (2) 特定施設， 汚水処理施設及びこれらに付随する施設の日常保守点検の項目及び頻度
- (3) 汚濁負荷削減対策
- (4) 排出水等の水質目標値， 自主測定の項目， 頻度， 実施（年）月及び測定者等
- (5) 従業員に対する公害防止教育
- (6) 排出水等の水質異常時の原因究明及び対策
- (7) 事故時の措置
- (8) その他必要な事項
- (その他)

第12条 この要綱に規定するもののほか， 必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は， 平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は， 平成17年9月1日から施行する。

別表

特定事業者排出水等自主測定頻度

1 公共用水域に排出水を排出させる特定事業場

排水量(m ³ /日)	1,000 以上	100 以上 1,000 未満	50 以上 100 未満	50 未満
事業場区分				
排水基準適用事業場	月1回以上 日間平均値は2 ヵ月に1回以上	3ヵ月に2回 以上 有害物質は月1 回以上 日間平均値は 3ヵ月に1回 以上	2ヵ月に1回 以上 有害物質は月1 回以上 日間平均値は 4ヵ月に1回 以上	3ヵ月に1回 以上 有害物質は月1 回以上 日間平均値は 6ヵ月に1回 以上
排水基準非適用事業場				年1回以上

2 排水を地下に浸透させる場合

月1回以上

別記様式

排水水等水質測定記録表

測定年月日 及び時刻	測定場所		特定施設の 使用状況	採 水 者	分 析 者	測定項目					備 考 用水量測定、漏れ 試験等を行った 場合は、その状況 を記入すること。
	名称	排水量 (m ³ /日)									

- 備考 1 採水の年月日と分析の年月日が異なる場合には、備考欄にこれを明示すること。
2 保存期間は3年以上とする。